

県営住宅家賃等の減額免除等のご案内

平成 23 年 6 月

県営住宅にお住まいの被災された方々へ

宮城県住宅供給公社

この度の東日本大震災により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。地震による被害等により家賃及び駐車場使用料のお支払いにお困りの方につきましては、基準に該当する場合、現在の家賃を減額又は免除することができます。

- ① 災害により著しい損害を受けた方。
- ② 職場を失う等で収入が著しく低下し、基準額以下となった方。
- ③ 病気・ケガの治療ために支出が多くなった方。

また、被災された方々につきまして、次の特別措置を講じております。

- (1) 震災の影響により通常の申請が困難な方につきましては、6月末まで申請されれば、4月分家賃等まで遡及して減免することができます。
- (2) 津波による紛失等により添付書類が揃えられない方につきましては、理由書の提出、または、公社職員の聞き取り調査等により、添付書類を省略して申請が可能です。ただし、この場合の減免期間は6か月間となりますが、再申請により延長可能です。
- (3) 駐車場使用料の減免につきましては、これまで身体障害者の方が対象でしたが、今回、被災を受けた方も対象となり、基準に該当する場合、使用料の減免を受ける事ができます。

この特別措置は平成24年3月31日までの期限限定となりますのでご注意ください。

詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

宮城県住宅供給公社

県営住宅課 022 - 222 - 1403

(収納・経理班)

仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

〒980-0011

業務時間: 平日 午前8時30分～午後7時